

太陽光発電設備事業実施に係る手続き及び転用許可申請の添付書類について

売電事業を伴う太陽光発電設備の設置に係る事業を実施するためには、以下の手続きが必要。許可申請にあたっては、これらの書面を申請書に添付すること。

- (1) 再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定  
経済産業大臣名又は国の代行申請機関（一般社団法人太陽光発電協会 JPEA 代行申請センター）発行の「再生可能エネルギー発電設備の認定」に係る通知の写し
- (2) 再生可能エネルギー発電設備に対する系統連系  
電力会社発行の下記書面の写し
  - ①出力 50kW 未満の場合は、工事費負担金請求書又は受付印のある電力販売に関する申込書
  - ②出力 50kW 以上の場合は、系統連系承諾通知書又は受付印のある接続検討申込書

ただし、系統連系承諾通知書又は工事費負担金請求書の添付がなく、添付書類の日付が平成 27 年 1 月 25 日以前のものであった場合（平成 26 年 9 月 24 日までに九電に接続工事の申込みを行い、受理された低圧分（敷地分割を除く。）を除く。）には、平成 27 年 1 月 26 日以降も発電事業者において九電との手続きが継続していることを確認できる書類（接続検討申込書、接続検討結果、転用事業者からの申立書等）を追加添付すること。